

## 7 南アルプスユネスコエコパークについて

南アルプス地区は昭和 39 年 6 月に国立公園に指定されており、平成 26 年 6 月にはユネスコエコパーク（生物圏保全地域）として登録されるなど自然環境保全上重要な地域である。

一方で静岡県内の対象事業実施区域及びその周囲においては昭和 3 年に田代ダムと山梨県早川町の発電所に送水するためのトンネルが建設された。平成 2 年には赤石ダムと赤石発電所、取水堰堤 1 箇所が建設され、平成 8 年には赤石沢発電所と二軒小屋発電所、5 箇所の取水堰堤、送水のためのトンネル約 15km が建設された。

また、明治 29 年から始まった森林の伐採には、最盛期には約 800 人が従事していたと記録されており、図 7-1 に示すように過去 150 年で伐採の記録が無いとされる地域は主に長野県境に近い国立公園区域とその周辺だけであり、原生自然はこの地域にのみ残されていると考えられるが、現在では、過去に伐採された森林は、再生して自然度の高い森林を形成しており、当該地域を含む、南アルプス国立公園周辺は、環境省で実施した「国立・国定公園総点検事業」において、重要な地形・地質、固有種や遺存種など重要な種等の存在、自然度の高い森林植生等、質の高い自然環境が評価され、国立公園の新規指定・大規模拡張候補地の一つとして抽出されている。（平成 22 年 10 月に公表）

平成 26 年 6 月に登録された南アルプスユネスコエコパークにおいても「厳格に保護され、長期的に保全される地域である『核心地域』」については国立公園区域内に計画されている。また「教育、研修、エコツーリズム等の利用がなされる『緩衝地域』」については主に国立公園区域の周辺に計画されている。

『核心地域』と『緩衝地域』を除く大井川上流域（井川地区）は、「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組の推進が図られる地域である『移行地域』」として計画されている。ユネスコエコパーク計画における地域分けは図 7-2 に示すとおりである。

本事業における非常口や発生土置き場などの概ねの候補地は、過去に伐採され電力会社が使用した工事ヤード跡地や人工林等を選定しており、ユネスコエコパーク計画においてはすべて居住や持続可能な資源管理活動が促進・展開される「移行地域」に含まれている。

路線の一部は厳格に保護される「核心地域」や研究や教育等に利用される「緩衝地域」を通過するが、南アルプスではすべてトンネル構造とすることから地表部は改変しない。

ユネスコエコパークの審査基準を表 7-1 に示す。「移行地域」の審査基準として「核心地域及び緩衝地域の周囲又は隣接する地域であること」「緩衝地域を支援する機能を有すること」「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること」の三点が示されている。

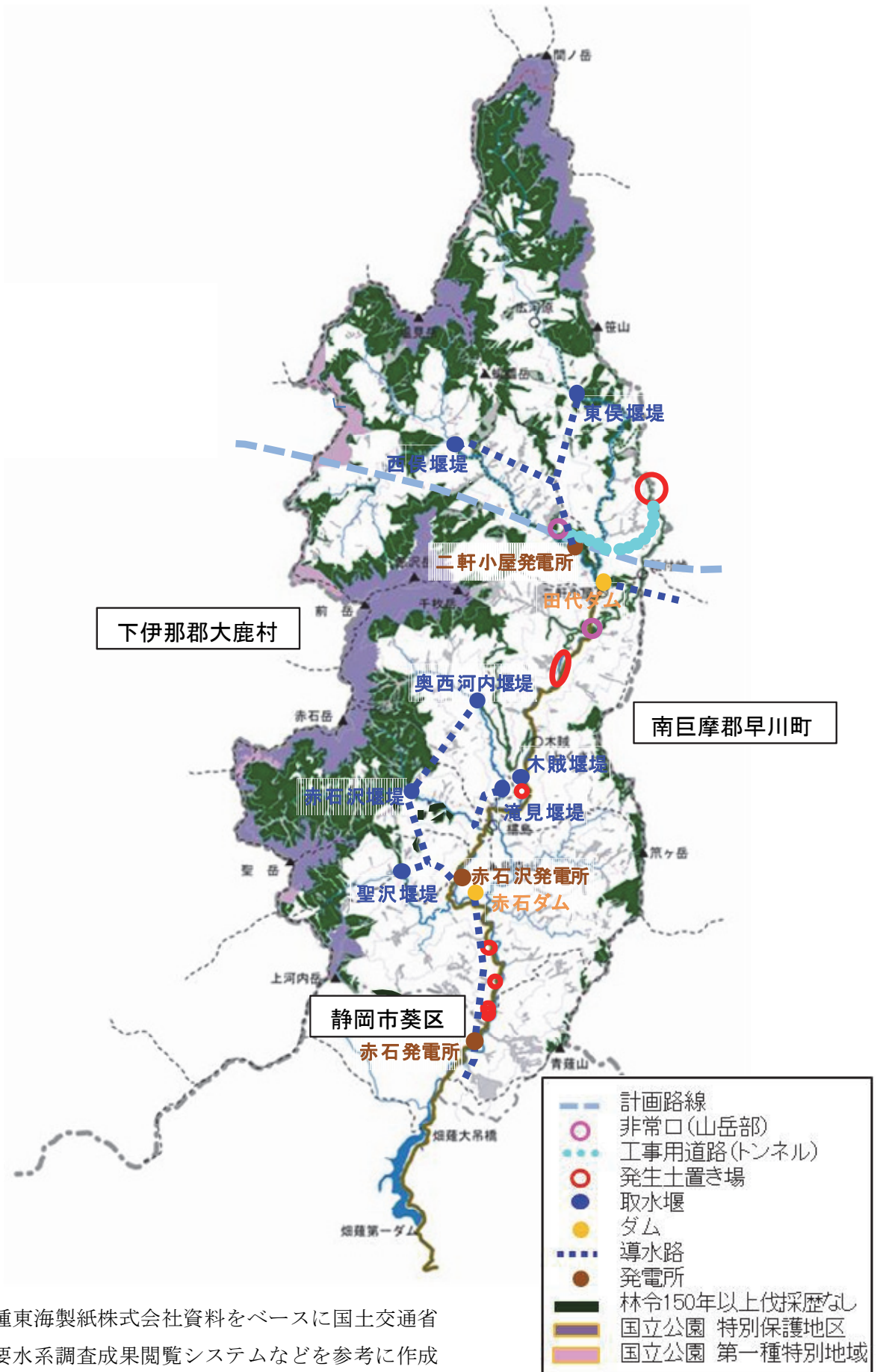
工事の実施段階には静岡市と情報交換に努め、できる限り本事業とユネスコエコパーク計画との整合を図る予定であり、「緩衝地域を支援する機能」や「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組の推進」を阻害しないように計画できるものと考えている。

具体的には、地元の方々の環境や観光客の活動に影響を与えないよう配慮しながら、工事を実施していく。

工事用車両の運行にあたっては、林道について擁壁や法面工等の補修や粉じん対策のための

舗装について道路管理者と打合せを行い一般車両の通行や安全に配慮するとともに、観光シーズンの事情にも配慮した適切な運行計画の策定、カーブミラーの設置等の安全対策の策定、運搬に用いる車両の確実な点検・整備の実施、アイドリングストップやエコドライブなど環境負荷低減を意識した運転についての運転手への指導、車両の出入り口の清掃や散水、タイヤの洗浄等を通じて、沿線住民の生活や観光客の快適性に対する影響を低減する。また、林道を舗装することにより、ユネスコエコパークへのアクセス面での利便性や快適性が向上すると考えている。

発生土置き場を含む、工事施工ヤードにおいても、建設機械の確実な点検・整備の実施、アイドリングストップなど環境負荷低減を意識した機械の使用についての運転手への指導等を行うとともに、工事施工ヤードの状況を写真等により継続的に記録し、モニタリング結果等とともに公表する。工事終了後は原状復旧することを原則とし、詳細は土地や施設の管理者の意向を確認しながら決めていく。



※特種東海製紙株式会社資料をベースに国土交通省  
 主要水系調査成果閲覧システムなどを参考に作成

図 7-1 特種東海製紙株式会社社有林の状況

※文部科学省作成資料に加筆して作成

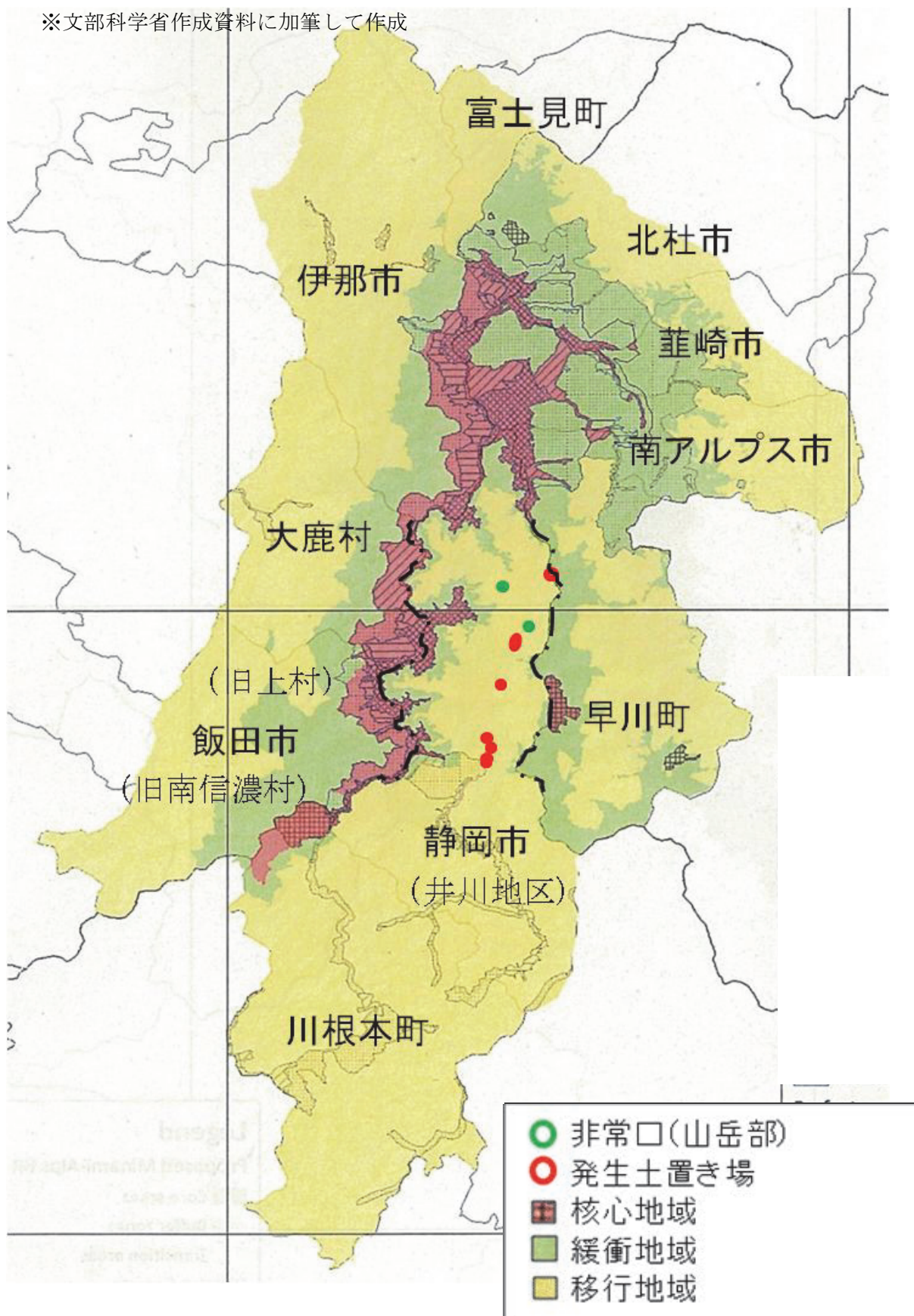


図 7-2 南アルプスユネスコエコパークのゾーニングほか

表 7-1 日本ユネスコ国内委員会生物圏保存地域（エコパーク）審査基準

核心地域	緩衝地域	移行地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律やそれに基づく制度等によって、長期的な保護が担保されていること</li> <li>・次のカテゴリーの一つ以上に合致していること               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 生物地理学的区域を代表する生態系であること</li> <li>(イ) 生物多様性の保全の観点から重要な地域であること</li> <li>(ウ) より自然の状態に復旧でき得る変形あるいは破壊された生態系の実例</li> <li>(エ) 絶滅危惧種等希少な動植物が生息あるいは生育していること</li> </ul> </li> <li>・動植物相や植生等の調査の蓄積があり、公開に努めていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核心地域の周囲又は隣接する地域であり、核心地域のバッファーとしての機能を果たしていること</li> <li>・核心地域に悪影響を及ぼさない範囲で、持続可能な発展のための地域資源を生かした持続的な観光であるエコツーリズム等の利用がなされていること</li> <li>・環境教育・環境学習を推進し、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成を行っていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核心地域及び緩衝地域の周囲又は隣接する地域であること</li> <li>・緩衝地域を支援する機能を有すること</li> <li>・自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること</li> </ul>

平成 23 年 9 月 28 日

平成 24 年 6 月 12 日一部改正

日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会、人間と生物圏（MAB）計画分科会決定

※「エコパーク」は日本国内での呼び方であり、正式には「Biosphere Reserve：通称 BR（日本語訳：生物圏保存地域）」

